

## 近畿地方整備局管内の河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 近畿地方整備局管内の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

### 【公表にあたっての留意事項】

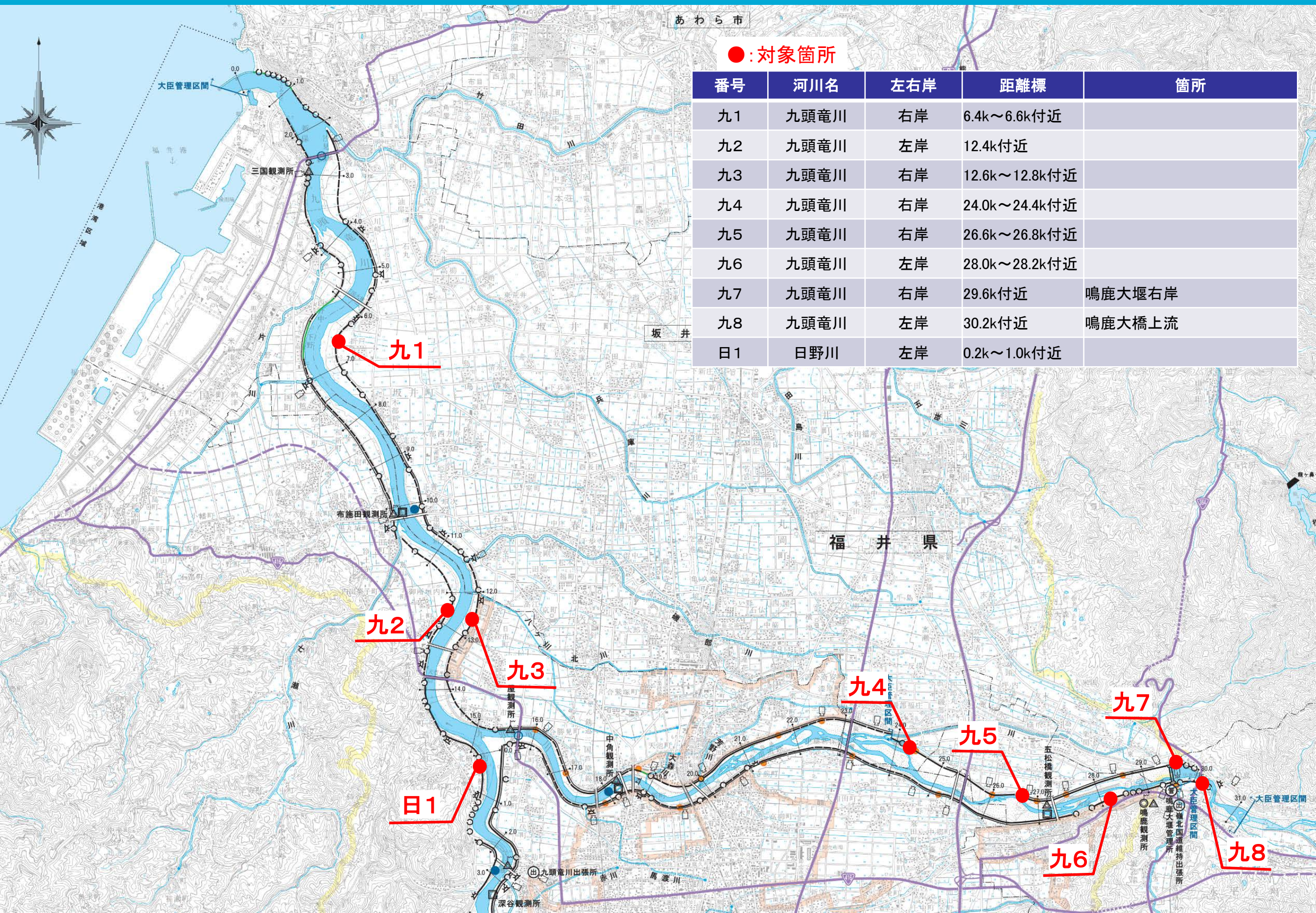
- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。
- 手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占用を否定するものではありません。

### 【抽出条件】

- ・他者において占用されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m<sup>2</sup>以上の占用が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

都道府県	市町村	地区名	河川名	番号	場所	利用条件	問合せ先	
							担当事務所・部署	連絡先
九頭竜川水系 九頭竜川、日野川								
福井県	坂井市	折戸地区	九頭竜川	九1	右岸6.4k～6.6k付近(約350m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	福井市	江上地区	九頭竜川	九2	左岸12.4k付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	福井市	二日市地区	九頭竜川	九3	右岸12.6k～12.8k付近(約300m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	福井市	熊堂地区	九頭竜川	九4	右岸24.0k～24.4k付近(約300m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	永平寺町	松岡末政地区	九頭竜川	九5	右岸26.6k～26.8k付近(約300m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	永平寺町	松岡志比塚	九頭竜川	九6	左岸28.0k～28.2k付近(約200m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	坂井市	東二ツ屋地区	九頭竜川	九7	右岸29.6k付近(約40m)	・占用などの手続きが必要 ・土地に定着する工作物の設置不可 ・大規模な土地の形状変更不可	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	永平寺町	東古市	九頭竜川	九8	左岸30.2k付近(約40m)	・占用などの手続きが必要 ・土地に定着する工作物の設置不可 ・大規模な土地の形状変更不可	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771
福井県	福井市	南檜原地区	日野川	日1	左岸0.2k～1.0k付近(約600m)	・盛土による土地造成が必要	福井河川国道事務所 河川管理第一課	0776-35-2771

# 【参考資料】ポテンシャルリスト位置図<九頭竜川・日野川> 国土交通省



●:対象箇所

番号	河川名	左右岸	距離標	箇所
九1	九頭竜川	右岸	6.4k~6.6k付近	
九2	九頭竜川	左岸	12.4k付近	
九3	九頭竜川	右岸	12.6k~12.8k付近	
九4	九頭竜川	右岸	24.0k~24.4k付近	
九5	九頭竜川	右岸	26.6k~26.8k付近	
九6	九頭竜川	左岸	28.0k~28.2k付近	
九7	九頭竜川	右岸	29.6k付近	鳴鹿大堰右岸
九8	九頭竜川	左岸	30.2k付近	鳴鹿大橋上流
日1	日野川	左岸	0.2k~1.0k付近	